

坂のまちエリアリノベーション補助事業実施要領

令和7年7月1日 都市局長決定

令和7年7月1日 建築住宅局長決定

第1条（目的）

この実施要領は、以下の設置要綱に基づく補助事業のうち、特に「坂のまちエリア」として指定された区域内で行われる、複数物件を対象とした面的な取組みについて、申請の一元化や要件の一部緩和を通じて、本市の美しい景観と住環境を保全しながら、機能的で魅力的なまちづくりを促進することを目的とする。

本要領は、事業計画の承認を受けることで、以下の要綱で定められた補助事業を組み合わせた一括申請や、要件の一部緩和を適用できることとする。

第2条（構成補助事業）

本要領における構成補助事業は、以下の要綱に基づき実施される。

- ・神戸市空き家活用応援制度・神戸市空き地活用応援制度補助金交付要綱（以下、活用応援制度要綱）

- ・神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱

- ・密集市街地老朽建築物除却促進制度実施要綱

2 前項の要綱について、別表1（要件緩和一覧）により要件緩和の内容を示すものとする。

3 活用応援制度要綱別表（空き地活用応援制度隣地統合補助）は、別表2（坂のまちエリアリノベーション隣地統合補助）に読み替える。交付申請については、活用応援制度要綱第4条第1項を適用する。

4 活用応援制度要綱別表（空き家活用応援制度建築家との協働による空き家活用促進補助）は、別表3（坂のまちエリアリノベーション建築家との協働による空き家活用促進補助）

（以下、坂リノベ建築家補助）に読み替える。交付申請については、活用応援制度要綱第4条第2項を以下の通り読み替え、第3、4項を適用する。

第4条第2項 坂リノベ建築家補助においては、審査により選定された年度及びその翌年度に分けて補助事業を実施できることとし、各年度の申請受付期間内に、補助金交付申請書（様式第1号）など別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

第3条（指定区域）

本要領は「坂のまちエリア」内において実施される事業を対象とする。「坂のまちエリア」の指定区域の範囲は別に定める図面による。

第4条（一括申請）

指定区域内で複数物件により面的なプロジェクトを実施しようとする場合は、「坂のまちエリアリノベーション事業計画書兼補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けることで、構成補助事業の一括申請を可能とし、かつ別表1（要件緩和一覧）を適用できるものとする。

2 市長は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業計画の承認を行うときは、次の各号に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 坂のまちエリアリノベーション事業計画承認決定通知書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、事業計画が不相当である旨の通知を行うときは、次の各号に掲げる書類によって速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 坂のまちエリアリノベーション事業計画不承認決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

4 当該申請により補助金交付決定を受けた複数の構成補助事業のうち、一部についてやむを得ず着手できなかった場合は、翌年度以降においても、本要領に基づく申請書を再度提出することにより、引き続き本要領に定める要件緩和の適用を受けることができるものとする。

第5条（添付書類の簡素化）

一括申請において複数の構成補助事業に共通する書類については、1部の提出をもって足りるものとする。

第6条（事業計画の変更・中止・実績報告）

一括申請によって申請・承認された事業計画の変更承認を受けようとするときは、「坂のまちエリアリノベーション事業計画決定内容変更承認申請書」（様式第4号）に変更内容が分かる書類を添付し、事業を中止（廃止）するときは、「坂のまちエリアリノベーション中止（廃止）承認申請書」（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を「坂のまちエリアリノベーション事業計画決定内容変更通知書」（様式第6号）又は「坂のまちエリアリノベーション事業計画中止（廃止）承認通知書」（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

3 事業計画の実績を報告しようとするときは、当該事業計画に基づき申請した補助事業がすべて完了した年度の末日までの実績を、任意の様式にて、年度の終了後速やかに市長に提出しなければならない。

4 構成補助事業の交付決定、変更申請、事業実績報告、完了届等の手続については、各補助金に係る交付要綱の定めによる。

第7条（事業計画承認兼交付決定の取消）

市長は、事業計画の決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を「坂のまちエリアリノベーション事業計画承認決定取消通知書」（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附則

この要領は、令和7年7月1日から実施する。